

業務指示書（小規模）

モンゴル国工学系高等教育事業準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年4月17日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 高橋 由徳 Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年4月19日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（○） 認めます。

（ ） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：高等教育に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（モンゴル及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年4月25日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MNT1 = 0.067 円 , US\$1 = 94.19 円 , EUR1 = 120.55 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/高等教育事業計画
学部教育プログラム改善
教員の研究・教育能力強化

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.51 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年5月15日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 貸与資料

機構が貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じからオール紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、間接費及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、間接費及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔旅費〕・〔旅費以外の直接経費（一般業務費、機材購入費など）〕・〔直接人件費〕・〔間接費〕の費目間流用はできない。
- ・増額の必要が生じる場合は、以下の(3)の通り対応する。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、間接費の増減に留意する。同じ業務従事者であっても、国内作業を現地作業へ振り替えることにより旅費が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔旅費〕・〔旅費以外の直接経費（一般業務費、機材購入費など）〕・〔直接人件費〕・〔間接費〕の費目間の流用はできない。〔旅費以外の直接経費（一般業務費、機材購入費など）〕に関しては、状況により費目間の流用は可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

※以下で打合簿によることとなっても〔旅費〕・〔旅費以外の直接経費（一般業務費、機材購入費など）〕・〔直接人件費〕・〔間接費〕の増額が伴う場合には契約変更を行う。

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

モンゴル国工学系高等教育事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	9.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/高等教育事業計画	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項: 学部教育プログラム改善	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項: 教員の研究・教育能力強化	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

モンゴルでは、1990年の民主化移行に伴い、旧ソ連より派遣されていた技術者等が一斉に引き上げられ、モンゴル人のみでは工場や発電所などの運営・監理が困難となり、日本を始めとする他ドナーの支援で窮状を脱した経緯がある。その後、鉱物資源開発により経済が成長し、2011年は17.5%の経済成長率を達成するなど高い成長を遂げており、この経済成長に伴い、産業人材の育成に対するニーズも高まりを見せ、高等教育セクターも急速に拡大している。1992年から2007年の間に高等教育機関の数は4倍に、就学者も6倍に増え、総就学率は14%から47%に伸びている。

一方、この急速な量的な拡大に教育の質の向上が追いついておらず、高等教育機関の教員で博士号取得者の割合は24%に留まり、日本や先進諸国のほぼ100%という数字に比べ非常に低い。また、教員の数も不足しており、モンゴル科学技術大学の教員一人当たりの学生数は29.7人（東京大学は5.17人）であり、教員育成も重要な課題となっている。さらに、高等教育への就学者の多くは、社会科学系学科やビジネスに関するコースに就学しており、産業界が高いニーズを有している理工系学科への就学者は、モンゴルの高等教育機関における工学系の学科定員が少ないため全体の23%のみに留まっており、モンゴルの持続的な経済成長を支えるためには、工学系人材の育成が急務であるとの指摘がなされている。

モンゴルでは、2012年6月の選挙を経て誕生した新政権において、「2012年～2016年におけるモンゴル国政府のアクションプラン」が発表され、この中で、経済・産業の多様化を掲げ、①鉱工業や牧畜業、観光業などの産業化の推進、②ハイテク、バイオ・ナノテク、ITの推進、③輸入代替品及び輸出品の生産促進政策などの領域について取り組むとしており、これらを担うための人材育成の必要性について言及されている。

上記の状況に対して、JICAは「モンゴル国工学系高等教育情報収集・確認調査」を2012年10月～2013年1月にかけて実施し、同国の産業人材ニーズについて調査分析するとともに、高等教育セクター及び職業教育訓練セクターの制度・現状・課題に係る情報を収集・分析し、優先課題の抽出とこれを解決するための効果的な協力アプローチを検討した。同調査の結果を踏まえ、2013年2月に、今後の案件形成に向けた協議をモンゴル政府と行ったところ、モンゴルの主要2大学（モンゴル科学技術大学とモンゴル国立大学）を対象に学部教育プログラムの質向上、教員の教育・研究能力強化、及び関連の教育・研究用資機材・施設整備を内容とする円借款事業を準備することについて、JICAとモンゴル政府（教育省等）の間で基本的合意に至った。

本調査は、上記の調査結果を踏まえ、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うこと、及び、本円借款の効果発現の推進を行うための円借款附帯プロジェクトに係る提案を行うことを目的として実施するものである。

2. プロジェクトの概要

(1) 事業名

工学系高等教育事業

(2) 事業目的

モンゴルの主要2大学（モンゴル科学技術大学とモンゴル国立大学）の工学教育・研究の質・量の拡充を図る。

(3) 基本合意した事業概要

1) 学部教育プログラムの質の向上

- ① 実験実習を重視し、Problem-based learning を取り入れた実践的な教育の実施のためのカリキュラム・シラバス改訂
- ② モンゴル大学と本邦大学との間の国際共同教育プログラム（ツイニング・プログラム等）の形成・実施

2) 教員の教育・研究能力の強化

- ① モンゴル教員の修士・博士号取得を目的とした日本への留学□
- ② モンゴル教員と本邦教員の間での共同研究□

3) 教育・研究関連施設・機材の整備

(4) 対象地域

ウランバートル市

(5) 関係官庁・機関

教育科学省（Ministry of Education and Science）

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

JICA はこれまで、主として初等教育セクターを対象に、無償資金協力での施設建設による就学環境の改善や技術協力による教員の指導法の改善を行っている。また、行政官を対象とした人材育成支援無償を実施中。

3. 業務の目的

モンゴル政府と基本的合意に至った「工学系高等教育事業」について、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮、および、本円借款の効果発現の推進を行うための円借款附帯プロジェクトに係る提案等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査、必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、モンゴル政府と基本合意した「工学系高等教育事業」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、当 JICA がモンゴル側へ通知した調査実施にかかるレターに基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を当 JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分当 JICA と協議すること。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、モンゴル側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目につ

いては、結果の取りまとめに際して、当 JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- a) 調達・施工方法
- b) 事業費
- c) 事業実施機関の実施能力
- d) 操業・運営／維持・管理体制
- e) 運用・効果指標

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）する可能性がある。

(3) 調査の工程

本調査では、モンゴルにおける現地調査に加え、本事業で想定されている本邦大学との国際共同教育プログラム（ツイニング・プログラム）や本邦での修士・博士号取得（スカラーシップ・プログラム）、共同研究に係る短期研究（フェローシッププログラム）に係る枠組み構築のため、第一次国内作業期間中に本邦大学関係者への調査を想定している。

モンゴルでは7月～8月一杯が夏休み期間となっており現地調査が困難となるため、第一次現地調査は6月中に効率的に行い、7月～8月の期間を利用して、第一次国内作業期間に現地調査結果の分析、及び上記の本邦大学関係者への調査を行うことを想定している。

(4) 効率的な調査実施

2012年10月～2013年1月にかけて「モンゴル国工学系高等教育情報収集・確認調査」を実施済みであることから、特に「事業の背景と必要性」の部分については、上記調査結果を最大限有効活用し、情報不足の項目や最新の動きを把握などの追加情報収集・分析を行うことにより、効率よく調査を行う。

(5) 本邦大学に対する調査

本邦大学に対する調査の際には、本事業は準備調査であり必ず実現するものではないこと、また、事業が実現した場合も、事業に含める本邦大学はモンゴル政府の決定事項であるため、調査対象大学が本事業に必ず含まれることを確約するものではないことにつき、大学側に十分に説明を行うこと。

(6) 環境社会配慮

本計画については、「国際協力 JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境に望ましくない影響は最小限と判断されることから、カテゴリ分類をCとしている。ただし、施設建設工事時の騒音・振動対策、研究ラボからの廃水処理方法等、環境影響の確認は行う。

(7) 設計の精度

本業務に含まれる施設設計については、予備設計（円借款事業としての妥当性を判断できるレベルの設計、積算）までを実施する。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) 当 JICA が 2012 年 10 月～2013 年 1 月にかけて実施した「モンゴル国工学系高等教育情報収集・確認調査」の関連資料等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。

- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、モンゴル側の担当省庁である教育科学省及び実施機関である二大学（モンゴル国立大学、モンゴル科学技術大学）に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(2) 事業の背景と必要性の確認

事業の背景と必要性を確認するため、以下の項目に係る情報収集・分析を行う。本項目の多くは、前出の「モンゴル国工学系高等教育情報収集・確認調査」で調査済みであることから、該当項目については同調査結果を最大限有効活用し、情報不足の項目や最新の動きを把握などの追加情報収集・分析を行うことにより、効率よく調査を行う。

- 1) モンゴルにおける高等教育セクター（特に工学系）の現状と課題を確認する。
 - モンゴルにおける高等教育セクター（工学系）の現状確認と分析
 - モンゴルの留学制度と留学生の現状確認と分析（モンゴル人留学生の推移（国別、分野（理工系/文系）別）とその背景の分析を含む）。特に近年、留学先として人数が急増している韓国について、増加の理由や制度等を把握する。
- 2) モンゴルにおける高等教育セクター（特に工学系）と産業の関係性を把握する（需給分析）。
 - モンゴルの工学系人材の需給分析（含、推移）
 - モンゴルの産業の有する人材・研究ニーズに対する高等教育セクター（工学系）の対応状況・課題
 - モンゴルに進出している/進出予定の本邦企業の人材ニーズ。モンゴル人の工学系技術者が育成されることで、日本企業の現地進出にどのようなポジティブなインパクトがあるのかにつき、今回調査で確認するとともに、対象分野や専攻を選定する上での参考情報としても活用する。
- 3) モンゴルにおける高等教育セクター（特に工学系）の政策を確認する。
- 4) 対象二大学（モンゴル科学技術大学、モンゴル国立大学）の現況・課題・支援ニーズの確認
 - 対象二大学における優先分野/専攻の確認
 - 対象二大学における優先分野/専攻の現況・課題・支援ニーズの確認
- 5) モンゴルの高等教育セクター（特に工学系）に対する JICA の援助方針・実績と他のドナーによる支援状況の確認
- 6) 本事業の必要性の確認

(3) 事業概要のレビューと事業計画案の策定

1) 事業計画全体のレビュー（妥当性の確認）

上記(2)の事業の背景と必要性に係る情報収集・分析に基づき、2.のプロジェクト概要にある内容に係る妥当性を精査する。

2) 事業計画案の策定

対象 2 大学の能力強化は以下の①～④を有機的に組み合わせて実施される。よって、事業計画案の策定にあたっては、①～④の各要素間の関係を十分に考慮しつつ計画を作成する。

また、①～④の活動の実現にあたっては、本邦大学による関与・支援が必要不可欠であることから、対象 2 大学への調査のみならず、既にモンゴルの大学との交流・関係が深い本邦大学への調査・打合せを行い（第一次国内作

業期間が中心になることを想定)、具体的かつ実現可能性の高い枠組みと事業計画案を策定する。なお、調査対象とする本邦大学の決定にあたっては、先方政府(教育科学省、対象二大学)の希望を確認するとともに、JICAに対しても事前に相談・確認を行った上でコンタクトを行う。また、本邦大学への調査の際には、当該大学が本事業に必ず含まれることを確約するものではないことにつき留意する。

① 学部教育プログラムの質向上のための計画の検討・提案

- 1) 実践的な教育(実験実習の重視、Problem-based learningによる実践的教育)実施のためのカリキュラム・シラバス改定に係る計画
- 2) 対象二大学と本邦大学との間の国際共同教育プログラム(ツイニングプログラムの可能性含む)に係る基本枠組み・実施体制
- 3) 本邦大学教員派遣による集中講義
- 4) 日本語教師の配置

② 教員の教育・研究能力強化のための計画の検討・提案

- 1) スカラーシップ・プログラム(本邦大学での修士・博士号取得)
- 2) 対象二大学と本邦大学の共同研究
 - i) 本邦大学教員派遣
 - ii) フェローシップ・プログラム(本邦大学での短期研究)
 - iii) 研究資金プログラム

③ 施設の基本計画の検討・提案

施設整備にあたっては、優先分野/専攻において、本事業で投入される機材の設置、及び同機材を活用して行われる共同研究を実施する上で必要となる施設を最優先に整備するが、先方が本事業を活用してそれ以外の施設整備を希望する場合は、同施設に係る基本計画の検討・提案も行う。

④ 機材(教育・研究用)リストの検討・提案

教育・研究用の機材リストの選定にあたっては、①の学部教育プログラムの質向上や、②の共同研究に関連する機材を優先して選定する。選定にあたっては、①や②の事業に関与する可能性のある本邦大学の教員に可能な限りヒアリングを行い、同意見も反映させてリストを作成する。

⑤ コンサルティング・サービス内容(TOR、スケジュール)の検討

本事業を実施する上で必要不可欠となる以下のコンサルティング・サービスについて検討を行う。その際、コンサルタント費用に大きく影響する要員計画の妥当性について、モンゴル政府関係機関(大蔵省、経済開発省、教育科学省等)と協議し、納得を得られるレベルの案を作成する。

- 1) カリキュラム・シラバス改定支援
- 2) ツイニング・プログラム実施支援
- 3) スカラーシップ・プログラム実施支援
- 4) フェローシップ・プログラム実施支援
- 5) 全体事業管理、詳細設計、入札補助、施工監理等

なお、本邦大学等を活用した能力向上支援(特に1)のカリキュラム・シラバス改定)については、可能な範囲でコンサルティング・サービスに

含めるものとするが、モンゴル政府の借款全体額に占めるコンサルティング・サービスの割合に係る方針の関係で、コンサルティング・サービスに含めることが困難である場合は、円借款付帯プロジェクトとして提案する。ただし、円借款付帯プロジェクトの事業規模が JICA で予算措置できる適当な規模になるように、JICA と相談しつつ、計画の策定とモンゴル政府との調整を行うこと。

(4) 事業実施体制、運営・維持管理体制のレビュー

1) 実施機関・実施体制

モンゴルで実施されている類似事業（人材支援育成無償（JDS）や他ドナーのプロジェクト等）の実施体制、制度を把握した上で、本プロジェクトの事業を実施するに際しての体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 実施機関の概要、組織面、財務面からのレビュー
- 実施機関の教員・研究者の技術面からのレビュー
（特に研究能力および調達予定機材・施設の活用能力）
- その他、関係諸機関組織の体制レビュー
- 実施体制の提案
（関係機関の確認、各機関の役割及び責任分担の明確化（特に特に国際共同教育プログラムやスカラシップ等の選定、調達手続き等）、PMU, PIU の設置等）

2) 運営・維持管理体制

- 運営・維持管理体制の概要、組織面、財務面からのレビュー
- 運営・維持管理に係る問題点の確認（組織面(教員、スタッフ等)、財務面（人件費、施設維持管理費、材料費等）
- 上記に対する対応策および運営・維持管理体制の提案

(5) 環境社会配慮

本事業は、国際協力 JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）に基づくカテゴリ分類を C としている。よって、施設建設工事時の騒音・振動対策、研究ラボからの廃水処理方法等、限定的な環境影響調査を行う。

(6) プロジェクトの概略事業費

プロジェクトの概略事業費については、以下に従って積算を行う。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。なお、以下項目のうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

- a) 本体事業費
- b) 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c) 本体事業費に関する予備費
- d) 建中金利
- e) コミットメントチャージ
- f) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g) その他 1（融資非適格項目）
 - ① 用地補償等
 - ② 関税・税金

- ③事業実施者の一般管理費
- ④他機関建中金利
- h) その他 2
 - ①完成後の委託保守費
 - ②初期運転資金
 - ③移転地整備にかかる費用
 - ④研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
- ⑥ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費
- 2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。
- 3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。
- 4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。
- 5) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。
- (7) プロジェクト実施に当たってのリスク・留意事項の把握と対応策の提案

プロジェクトを円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられるリスク・留意事項を整理し、その対応策を提案する。

特に、プロジェクト実施の際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

 - 1) モンゴルにおける当該類似業務の調達事情
 - 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
 - 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
 - 現地施工業者の一般事情
 - 2) 入札手法、契約条件の設定
 - 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等
 - 3) コンサルタントの選定方法
 - International Consultants の採否 等
 - 4) 施工業者の選定方針
 - PQ：Pre-Qualification 条件の設定
 - LCB：Local Competitive Bid の採否
 - 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等
- (8) 運用効果指標レビューと計画案の策定

プロジェクトを 1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、プロジェクト完成後約 3 年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として受益者数、内部収益率（FIRR、EIRR）を算出する。
- (9) 準備調査報告書（ドラフト）の作成、協議

上記調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、モンゴル政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

(10) 準備調査報告書の作成

モンゴル政府関係者等への準備調査報告書（ドラフト）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書（成果品）を作成する。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、(4)準備調査報告書及び(5)デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 日以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）

(2) インセプション・レポート（IC/R）

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：和文 8 部、英文 10 部（簡易製本）

(3) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナルレポート、DF/R）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始 3 ヶ月以内を目処

部 数：和文 8 部、英文 10 部（簡易製本）

(4) 準備調査報告書（ファイナルレポート、F/R）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：DF/R に対するモンゴル側コメント提出から 1 ヶ月以内

部 数：和文 10 部、英文 20 部（製本）、CD-R3 部

(5) デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部 数：CD-R2 部

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2013年5月下旬より業務を開始し、2013年8月中旬までに準備調査報告書(DF/R)、2013年10月下旬までに準備調査報告書(F/R)を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目安

合計 約 14.46M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括/高等教育事業計画(2号)
- ② 学部教育プログラム改善(3号)
- ③ 教員の研究・教育能力強化(3号)
- ④ 工学系教育・研究資機材調達
- ⑤ 運営・維持管理/財務
- ⑥ 施設・設備設計/積算

3. 現地特殊傭人/現地再委託

現地での産業界のニーズ調査(需給分析)のため、調査を効率的に行うことを目的に、必要に応じて現地特殊傭人を備上することを認める。また、一部業務を、経験・知見を豊富に有する現地の大学、NGO、コンサルタント等に再委託することが必要と判断した場合には、プロポーザルにてその理由を付して提案すること。現地再委託に際しては、「コンサルタント等契約における再委託契約手続きガイドライン」(平成24年4月)に則り、選定および契約を行うこととし、再委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、現地再委託の経費については本見積もりに含めること。

4. 配布資料

「モンゴル国工学系高等教育情報収集・確認調査」報告書

上記報告書は以下URLのお知らせに記載ある手順に従って入手してください。

業務指示書等の電子配布試行について【コンサルタント等契約】

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

以上